

## 第84課 株式会社—株式会社の機関（取締役と取締役会）

株式会社において、株主総会の意思決定が必要な事項以外の業務執行に関する意思決定を行うのが「取締役会」という合議体である。取締役会は3名以上の「取締役」という自然人で構成される。

取締役は株主総会の決議で**選任**される。個人が株主総会で取締役に選任されても、ひとりで株式会社の機関になるわけではなく、彼は取締役会という業務執行機関の構成員であるに過ぎない。つまり、彼はあくまで合議体の一員として行動するわけである。

商法第254条の2に規定されている欠格事由がある者は取締役にたれない。また、定款で取締役の選任資格を株主に限定することはできない（商法第254条第2項）。さらに、取締役は監査役を兼任することはできない。しかし、株主から取締役に選任したり、使用人から取締役に選任したりすることはもちろん可能で、実際にその例は多い。なお、商法とは別の観点から、独占禁止法は取締役が競争関係にある別の会社の役員（取締役や監査役のこと）を兼任することを禁止している（独占禁止法第13条）。

取締役の任期は2年を超えることができない（商法第256条第1項、第2項）が再選の回数には特に制限はない。

このような取締役が全員で構成するのが「取締役会」である。取締役会は、業務執行についての意思決定とその監督を行う（商法第260条第1項）。取締役会は、互選で代表取締役に選任し、取締役会で決定した業務執行を行わせるほか、日常的な業務執行については意思決定そのものも委任することがほとんどであるが、一定の事項については取締役会がその意思決定を代表取締役に委任してはならないものがある（**取締役会の法定決議事項**）。一例を挙げると、商法第260条第2項は、重要な業務執行のほか、①重要な財産の処分と譲り受け、②多額の借財、③支配人その他の重要な使用人の選任・解任、及び④支店その他の重要な組織の設置、変更、廃止については、取締役会が自ら決定を行わなければならないと定めている。そのほかにも、業務に関するさまざまな重要事項について、商法は取締役会の決議で決定をしなければならないものとしている。

取締役会は常設の機関ではなく、必要に応じて随時招集され、取締役の過半数が出席し、その出席取締役数の過半数の賛成で**取締役会決議**、すなわち取締役会の意思決定が行われる。

会議の議事については議事録が作成され、10年間本店に保管される。

取締役会が意思決定を行った事項については、代表取締役がその**執行**を行うわけであるが、代表取締役は取締役会の監督に服し、3か月に1度の割合で取締役会に業務執行状況の報告をしなければならないが、取締役会の決定に反したりすると解任されることもある。

## 1 重要語句

### a 取締役の選任

取締役の選任は株主総会の普通決議（総株主の議決権の過半数を有する株主が出席して、その出席株主の議決権の過半数で決める）で行われる（商法第254条第1項）が、解任については特別決議（総株主の議決権の過半数を有する株主が出席して、その出席株主の議決権の3分の2以上で決める）が必要である。選任よりも解任のほうの決議要件が厳しいのは、解任権の行使を慎重にし、取締役の地位の安定を図るためである。なお、株主総会である取締役の解任が議題となったが、解任決議が成立しなかったという場合には、その取締役に不正行為や法令・定款に違反する重大な事実があったときには、6か月前から引き続き総株主の議決権の3パーセント以上を有する少数株主は、30日以内に裁判所にその取締役の解任を求める訴えを提起することができる（商法第257条第3項、第4項）。この場合には、会社と当該取締役の双方を被告とすることになる。

### b 取締役会の法定決議事項

本文で述べたもの以外にも商法が取締役会の法定決議事項としているものはたくさんある。いずれも、代表取締役に任せることはできないほど重要なものか、あるいは代表取締役の地位自身に関するもの（代表取締役の選任・解任など）であり、取締役会の決議なしに代表取締役がこれらの行為を行っても無効である。ただ、会社がそのような無効を第三者に主張できるか否かは、別問題であって、場合に応じて個別に検討を要する問題である。

### c 取締役会決議の違法

取締役会決議の手続違反や内容の違法については、株主総会決議の場合と異なり（株主総会決議の違法については、直ちに無効となるのではなく、前課で述べた特殊な訴訟の結果を待って始めて無効となる）、当然に無効となる。その場合、違法な決議に基づいた代表取締役の執行行為についても、会社の外の者に主張できるか否かという問題があり、これについても場合に応じて個別に考えるほかない。

### d 執行

取締役会の意思決定に基づく業務の執行は、通常は代表取締役が行うが、取締役会は、特に代表取締役以外の取締役を指名して、業務の執行を行わせることができる（商法第260条第3項第2号）。これを「業務執行取締役」という。